

坂田東地区・坂田西地区地区計画の変更について

～桶川都市計画の変更に関する原案の縦覧のお知らせ～

地区計画の変更についてご意見をいただくため、変更原案の縦覧を行います。

地区計画変更原案にご意見のある方は、桶川市長に意見書を提出できます。

意見書を提出できる方は、坂田東、坂田西の地区計画区域内（坂田東1、2、3丁目及び坂田西特定土地地区画整理事業区域内）の土地の所有者等利害関係のある方となります。地区計画の変更原案は、市ホームページでご覧いただけます。

【縦覧期間】

平成29年5月8日(月)～22日(月)

※土・日曜日を除く

午前8時30分～午後5時15分

【意見書提出期間】

平成29年5月8日(月)～29日(月)

※土・日曜日を除く

※郵送可(必着)

【地区計画の変更について】

このたびの地区計画の変更は、下記に紹介する坂田地区公共施設等整備事業に伴うものであり、計画地(市有地)

部分の制限を変更するものです。

このため、**皆様が所有されている土地の地区計画の制限変更はございません。** ※変更概要は裏面参照

【縦覧場所・意見書提出先】

〒363-8501

桶川市大字上日出谷936-1

桶川市役所 都市整備部都市計画課

電話 048-786-3211(代表)

※意見書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

～坂田地区公共施設等整備事業について～

市では、坂田地区の計画地(右図)において、公共施設と民間施設が複合した施設づくりを進めています。今後、平成31年度春の開館に向け、必要な手続きを進めていきます。複合施設の概要、施設外観イメージは次のとおりです。

【複合施設の概要】

公共施設の部分	民間施設の部分
体育室・軽体育室 多目的室・音楽室 図書室	スーパーマーケット 物販・クリニック等

【施設整備事業者】

大和リース(株)さいたま支店

〈計画地位置図〉



注) 事業提案時のイメージです。確定ではありません。

【お問合せ先】※地区計画に関すること 桶川市役所 都市整備部 都市計画課 都市計画担当 電話 048-786-3211(代表) 内線 2203・2205	【お問合せ先】※施設づくりに関すること 桶川市役所 企画財政部 企画調整課 大型プロジェクト推進担当 電話 048-786-3211(代表) 内線 1225・1228
--	---

地区計画変更原案の概要

【はじめに】

地区計画とは、地区の特性に応じて、きめ細かい「まちづくりのルール」を定めている計画で、お住まいの皆様の良好な生活環境の形成や維持・保全を図るためのまちづくりのための計画です。

坂田東・坂田西地区には既に地区計画が策定されており、良好なまちづくりが進められています。今回の地区計画の変更は、坂田地区の良好な住環境を維持し、生活利便性の高いまちづくりの形成を図るために行うものです。この変更を踏まえ、坂田地区公共施設等整備事業（以下、当該事業）における施設づくりを進めていきます。

【このたびの変更は】

今回の地区計画の変更は、当該事業の計画地（市有地）部分について、制限を変更するものです。皆様がお住まいになっている土地の制限を変更するものではありません。

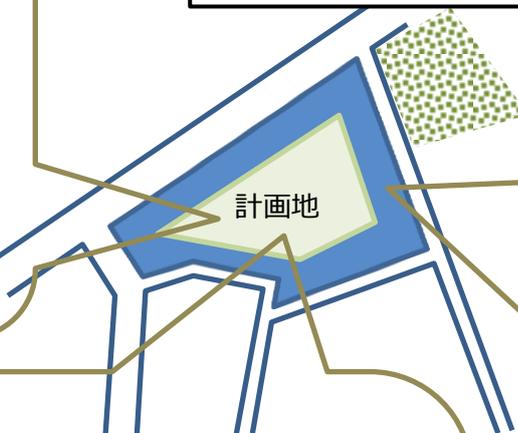
【変更となる制限について】

周辺環境との調和や建物の立地誘導を図るため以下の制限内容を変更します。

✦ 建築物の高さ制限

周辺の居住環境に配慮するため、建築物の高さの最高限度を 20 m と定めることにより、日照の確保やまち並みの調和を図り、周辺の居住環境に配慮します。

変更概要イメージ



✦ 壁面の位置の制限

建築物の壁面と道路までの距離の最低限度を定めることにより、日照や通風の確保、火災時の延焼防止など、ゆとりあるまち並みの形成を図るため、一部小規模なものを除き、道路境界線から建物を 5.0 m 以上離す制限とします。

✦ 建築物用途の制限

建築物等の用途を生活利便性を高めるために必要な施設とし、公共公益施設以外の建築も可能なように変更します。

ただし、良好な住環境を維持・保全するため、下記に掲げるものは建築できないものとします。

(1) ホテル又は旅館、(2) 自動車教習所、(3) 畜舎（ペットショップ、動物病院に附属するものを除く）、(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（開放され一定の照度が確保されているゲームセンターを除く）、(5) 葬儀場、(6) ペットの火葬場、(7) 火薬類、ガス等の貯蔵及び処理施設（石油類を除く）